

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県自動車小売業
最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和4年10月6日（金） 9時54分～10時54分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について 2 その他		

議 事 要 旨

1 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について

事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。

労働者代表委員は、「特定最低賃金と広島県最低賃金との差が縮まる中、広島県最低賃金を上回る水準を目指し、自動車小売業をアピールしたい。労使協定における最低額が995円であることから、満額である37円引上げを提示する。」との金額提示があった。

使用者代表委員は、「企業の支払能力という観点から、中小零細企業に目線を置いて考えたい。賃上げは、年1～3%の引上げが妥当と思われる。昨年は、3.01%引上げている。今年は、3.03%引上げて29円を提示する。」との金額提示があった。

その後、公益代表委員との協議により使用者代表委員が引上げ額を29円から31円に金額変更したが、労働者代表委員は提示金額に変更はなかった。

双方の意見の隔たりが大きく結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。

2 その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第3回 広島県自動車小売業最低賃金専門部会

日 時 10月20日（金）午前10時00分～

会 場 合同庁舎2号館6階7号会議室

主な議題 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について